

ニホン・ネットキリスト教会 規約

第1条 目的

会員は、個人の尊厳を保持しつつ、聖書の学びによって、心身ともに健やかに育成され、インターネットを利用した「聖書の学び会」ならび「礼拝」活動を通じて、会員相互の親睦と理解を深め互いの人格の向上を図るとともに、聖書理解の普及発展に寄与する事を目的とする。

第2条 名称

本会は、ニホン・ネットキリスト教会 と称する。

第3条 事業

本会は前条の目的を達成するために、次の項目に該当する事業を行う。

1. 聖書に関する知識や理解を深めるためにインターネットを利用して学び会を行う。
2. キリスト教文化の発展と聖書理解の為にインターネットを利用して礼拝を開催する。
3. 聖書理解と会員相互の親睦を深めるためネット交流会・集会を開催する。
4. 聖書理解と会員相互の親睦を深めるためオフ会を開催する。

第4条 入会

会員として入会しようとする者は、本会所定の入会申込書を役員に提出し、役員会の承認を得るものとする。

第5条 会員

会員は、本会の目的に賛同し本規約を承諾したうえで入会を申込み、会員登録が完了した個人とする。

第6条 会員の持分

本会の財産は総有に属するものであり、会員が持分の分割請求および払戻請求をするこ

とは、いかなる場合もできないものとする。

第7条 会費

本会の会員は、年会費 6,000 円は一括に年度のはじまりに支払う。ただし、中途入会は入会月から会計年度の終わる月までとする。

第8条 資産

この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

第9条 経費の支弁

本会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

第10条 予算

会長は、収入ならびに支出の予算を立案して総会に提出し過半数の同意をもって承認を得るものとする。

第11条 事業報告および決算

会長は、適宜の様式で事業報告書および収支報告書を作成し、それぞれに役員 of 監査を経て総会で過半数の承認を得なければならない。

第12条 役員

1 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

- (3) 会 計 1名
- (4) 書 記 1名
- (5) 監 事 2名

2 役員は総会において、会員の互選により、過半数の同意をもって選任する。

3 監事以外の役員を3名以上とする。

4 本会の役員の任期は2年とする。

(1) ただし、再任を妨げない。

(2) 役員は、任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を果たさなければならない。

(3) 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 会長は、会務を総括し、会を代表する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長が予め指名した順序に従い、その職務を代理する。

7 会計は、会の出納事務を処理し、それらに関する帳簿及び書類を管理する。

8 書記は、会務を統括し議事録の作成及び保存を行う。

9 監事は、会計処理及び資産の状況、業務の執行状況を監査する。

10 監事は、会計処理及び資産の状況又は業務の執行状況について不正の事実を発見したときは、臨時総会の招集を請求し、これを総会に報告することとする。

11 監事は、他の役職及び監査以外の業務を兼任する事はできない。

12 役員が規約に違反した場合、又は本会の名誉を傷つける行為をした場合は、総会の議決により解任することができる。

第13条 役員会

役員会は、監事を除く役員をもって構成する。総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない会務の執行に関し議決する。役員会の決議は過半数の賛成でこれを決し、議事録を作成することとする。

第14条 団体の所在地

団体の所在地を会長宅に置く。

第15条 総会

- 1 本会の総会は、本会の総会は、正会員を持って構成し、定時総会及び臨時総会とし次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 定時総会は、事業年度終了後すみやかに開催する。
 - (2) 臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催する。
 - (3) 臨時総会は、総会員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。
 - (4) 臨時総会は、第12条第9項の規定により監事から開催の請求があったときに開催する。
- 2 総会の招集は会長が行う。
- 3 総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 4 会員は総会に於いて各々1箇の表決権を有する。
- 5 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 6 総会は会員の2分の1以上の者が出席しなければ、会議を開き議決することはできない。但し書面表決書または委任状をもって出席とみなすことができる。
- 7 議案の決議は出席者の過半数の賛成でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 8 総会の決議事項及び報告事項は、次のとおりとする。

- (1) 規約の変更
- (2) 会員の加入及び除名に関する報告事項
- (3) 事業報告及び決算、事業計画及び予算
- (4) 役員を選任及び解任
- (5) 本会の解散
- (6) その他必要と認めた事項

第16条 総会の議事録

1 総会の議事については、議長が次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名若しくは記名捺印しなければならない。

3 議事録は総会から10年間保管し、会員の請求があったときは議事録を閲覧させなければならない。

第17条 届出事項の変更

会員は、住所、氏名、電話番号など入会申込書の記載事項に変更が生じた場合は、ただちに会長に届け出る事とする。

第18条 退会

1 会長への退会届けの提出をもって退会とする。
会員の退会は何人も是を妨げてはならない。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する時は、退会したものとみなす。

- (1) 本会員との連絡が取れなくなった場合。
- (2) 1年以上、活動実績がない場合。ただし、休会届を提出した場合は、この限りでない。
- (3) 会員としてふさわしくないと認められる事実が発生した場合。

第19条 変更

この規約は、総会において4分の3以上の承認がなければ変更できない。

第20条 解散

本会の解散については、総会において4分の3以上の承認を得なければならない。

第21条 残余財産の処分

本会の解散時に有する残余財産の処分方法については総会の議決による。

第22条 事業年度及び会計年度

本会の事業年度及び会計年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

第23条 設立年月日

本会の設立年月日は、2021年7月13日とする。

第24条 所在地

本会の所在地を会長宅とする。

附 則

- 1、本規約は、2021年7月13日制定し、即日これを適用する。
- 2、本会の設立当初の会員は、第5条の規定にかかわらず設立の日から会員となる。
- 3、本会の設立当初の役員任期は第12条第4項の規程にかかわらず、設立の日から2023年9月30日までとする。
- 4、本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第29条の規程にかかわらず、設立総会の承認によるものとする。

5、本会の設立当初の会計年度は、第 22 条の規定にかかわらず、設立の日から 2022 年 9 月 30 日までとする。

6、この本会の設立当初の役員は次の会員とする。

※非表示

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

代表者（会長） 恋田 寛正